

三朝町内の保育所・こども園における新型コロナウイルス感染症対応について

令和4年1月27日・三朝町

1 日常の感染症予防対策のお願い

児童又は家族の状態により登園の自粛又は停止を要請します。

区分	状態	要請内容	要請する期間
児童	かぜ様の症状	登園自粛	症状が改善するまで
	発熱等新型コロナウイルス様の症状	登園停止	呼吸器症状が改善するまで ※かかりつけ医への相談・受診をお願いします。
	保健所によるPCR検査の実施対象とな	登園停止	保健所の指示による
家族	った場合	登園自粛	

※町規則に定める休園措置以外の登園停止・自粛については、保育料の日割り対象としません。

【重要】 児童又はその家族が新型コロナウイルス感染の疑いがありPCR検査を実施する場合及びその結果については、必ず御利用の保育所又はこども園に連絡してください。

2 感染症の陽性者が判明した場合の対応

区分	対応内容
児童、職員が陽性者と判明した場合	・原則として、当該園を臨時休園とします。 ・保育中に判明した場合は、児童の引き渡しを連絡します。 ※急なお知らせとなることが予想されます。児童の安全確保のため、皆様の御理解・御協力をお願いします。
児童や職員の同居の家族、園関係者などが陽性者と判明した場合	・感染状況を注視しながら、通常開園とします。 ※（濃厚）接触者には、登園（停止）自粛を要請します。

※いずれの区分においても、接触者のPCR検査及びその結果に基づく登園停止、休園（期間）については、保健所の指示によります。

3 県外を往来される場合のお願い

(1) やむを得ず県外へ移動された場合の取扱い

帰県後 **10日間** は、児童及び家族の体調観察、検温を必ず行っていただき、可能であれば帰県後5日間の登園自粛をお願いします。（任意のPCR検査を妨げるものではありません。）

(2) やむを得ず県外からの往来を受け入れる場合の取扱い

来県される方へ事前のPCR検査の実施に御協力いただくようお願いください。

その他の取扱いについては、上記(1)と同様とします。（「帰県後」を「来県者が帰られた後」と読み替えてください。）

鳥取県新型コロナウイルス
感染症特設サイト



4 新型コロナウイルス感染症について心配な時の連絡先

① 発熱がある場合・かかりつけ医

② かかりつけ医がない場合・受診相談センター（9：00～17：15 0120-567-492）

（上記以外の時間帯 0858-23-3135）

③ 接触等について心配な場合・接触者等相談センター（0858-23-3135）

市中感染急拡大特別警報

県西部、特に米子市・境港市において、市中感染が急拡大しています。
感染爆発手前の今が瀬戸際です。
子どもたち、お年寄りを守るため、一人一人嚴重な感染予防対策をお願いします。

区 域

米子市・境港市

※特措法第24条第9項による外出自粛要請

■ 区域 米子市・境港市

■ 期間 令和4年1月27日から2月9日まで(2週間)

■ 要請内容

通院、通勤、生活必需品の買い出しなど必要なものを除き、不要不急の外出を控えてください

※混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は自粛してください。

※各種イベント、町内会やPTA会合など、不要不急の行事の中止や延期、リモート開催への変更をご検討ください。

※職場では、在宅勤務(テレワーク)、交代勤務など、人との接触機会を減らす取組をお願いします。

※通院、通勤、生活必需品の買い出し、屋外での運動など、生活や健康維持のために必要なものは行っていただいてもかまいません。

4

特措法第24条第9項による協力要請

新たにまん延防止等重点措置の地域が追加され、終期が2月20日とされたことから、期間を延長します。

■ 区域 鳥取県全域

■ 期間 令和4年1月20日から2月20日まで(期間延長)

■ 要請内容

県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

※ 不要不急の帰省や旅行、仕事、研修など、県境をまたぐ移動はできれば控えましょう。

特に、まん延防止等重点措置地域や感染拡大地域との間での、不要不急の往来は控えてください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様に協力をお願いする制度です。